

業務仕様書

1 業務名

中学生・高校生の自転車事故防止に関する動画制作及びWEB広告配信業務

2 委託期間

契約日から令和8年3月31日までの間

※ 契約締結後から動画の制作を開始して令和7年11月28日までに納品し、その後令和8年1月7日から同年3月3日までの間にWEB広告配信を行う。

3 契約金額

4,097,500円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

4 契約業者決定方法

契約希望者から提出を受けた企画案及びサンプル作品について、企画性やデザイン性を評価する企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）によって契約業者を決定する。

5 仕様コンセプト

県内では、高校生を含む子供の交通事故死傷者数のうち約半数が自転車乗用中の事故であり、その約9割が中学生・高校生である。

主に中学生・高校生に対し、自転車乗用時の交通ルール遵守の重要性について広く周知を図り、注意を促すことで、交通安全意識の向上を図り、交通事故を防止することを目的とする。

(1) 共通

ア 以下の(2)、(3)の業務を行うこと。

イ 成果物は、統一感のある一連のデザインとすること。

ウ 契約希望者は本業務に関する企画書を作成し、動画については絵コンテ、イメージ写真又はサンプル動画を添付して、別途、委託者が指定する日時において、コンペの選定者に対して企画内容を説明すること。

(2) 動画制作業務

以下の内容の動画を制作するものとする。

ア 本数・尺

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| (ア) 自転車の交通ルール遵守及び自転車の交通反則制度開始に関するもの | 1本・15秒 |
| (イ) 交差点での一時不停止による事故に関するもの | 1本・15秒 |
| (ウ) 改正道路交通法（自転車運転中の「ながらスマホ」）に関するもの | 1本・15秒 |
| (エ) 自転車乗車用ヘルメット着用に関するもの | 1本・15秒 |

イ 用途

- (ア) WEBでの公開及びSNSにおける広告用
 - ※ サムネイルについても作成すること。
- (イ) デジタルサイネージ、LEDビジョン等での放映
- (ウ) テレビCM
- (エ) DVDプレーヤーでの再生
- (オ) パソコンでの再生

ウ 形式

- (ア) 実写、アニメーション、CG等形式を問わない。
- (イ) 写真やスライドをつなげただけのものは不可とする。

エ 内容

- (ア) 主に中学生・高校生に対し、自転車事故防止について分かりやすく呼び掛けるものであること。
- (イ) 動画冒頭の数秒で、視聴者の興味・関心を惹きつける内容であること。

オ 納品形態

- (2)のイ「用途」で活用し得る形式で記録した電子データをDVDで納品すること。

カ 納入期限及び納入場所

- (ア) 納入期限
令和7年11月28日まで
- (イ) 納入場所
三重県警察本部交通部交通企画課

キ 留意事項

- (ア) 完成までに3回以上の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- (イ) 受託者は、制作開始前に台本、絵コンテ等を委託者に提出し、承認を得ること。
- (ウ) 音楽素材やイラスト等の使用に関しては、オリジナルかフリー素材を使用するなどし、著作権の問題が生じないようにすること。
- (エ) 成果品の所有権は、成果品の引き渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。
- (オ) 成果品は、委託期間の終了後も上記用途で使用できるようにすること。
委託期間の終了等をもって第三者の知的財産権や著作人格権等を侵害する

場合は、委託者が成果品を利用することが可能となるように当該第三者の許諾を得る等の措置を講じておくこと。

(3) WEB広告配信業務

動画制作業務で制作した動画を以下のように配信するものとする。

ア 配信媒体

- (ア) YouTube 広告
- (イ) Instagram 広告
- (ウ) その他、時勢に応じて有効と思われる広告（自由提案とする。）

※ 詳細については、委託者と随時協議しながら進め、その他この仕様書に明示されていない事項や業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

イ 配信期間

令和8年1月7日から同年3月3日までの間

ウ 配信する広告の種別

YouTubeについては、インストリーム広告（スキップ可）とし、Instagramはストーリーズ広告及びフィード広告とすること。

エ 留意事項

- (ア) 広告配信のターゲット設定は、いずれも配信地域は「三重県内」とし、YouTubeは18歳以下の視聴が高いコンテンツをターゲットとし、Instagramは「13～18歳」とすること。その他の種別の広告についても、広告配信前に委託者と打合せを行い、年代・嗜好等のターゲット設定について調整を行うこと。
- (イ) 配信期間中の表示回数は、YouTubeは67万回以上、Instagramは26万回以上とすること。
- (ウ) 配信状況を把握した際、配信が滞るなどの状況がある場合には、委託者へ報告、調整の上、配信途中でターゲット設定を変更する等の対応を行うこと。
- (エ) WEB広告配信業務に係る、YouTube、Instagramアカウントは委託者が準備することとする。
- (オ) 動画のアスペクト比は原則16：9（横向き）とするが、配信媒体によりアスペクト比を変更する必要がある場合等は、リサイズを行うこと。

オ 配信結果の報告

- (ア) 経過報告

配信状況を把握し、配信媒体・動画種類ごとのインプレッション数、クリック数等を記載したレポートを2週間ごとに委託者に提出すること。

(イ) 最終結果報告

配信期間終了後、配信期間中の配信媒体・動画種類ごとのインプレッション数、クリック数等を記載したレポートを委託者に提出すること。

(ウ) 最終結果報告期限

令和8年3月19日

6 著作物の利用及び著作権

- (1) 本業務により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 成果品のうち新規に発生した著作物に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち委託者又は受託者が業務委託の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。
- (3) 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得した上、委託者に譲渡するものとする。
- (4) 成果品等のうち、上記(2)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において、委託者及び委託者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (5) 成果品のうち、上記(2)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は委託者が成果品を利用するために必要な範囲において、委託者及び委託者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (6) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために成果品等を改変し、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (7) 受託者は、上記(2)又は(3)に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (8) 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等に係

る一切の対価及び経費は、契約金額に含まれるものとする。

- (9) 受託者が受託者の営業のために成果品等を使用し、又は改変する場合には、書面により委託者に届けるものとし、委託者は委託者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- (10) 委託者に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、委託者が当該成果品等を自ら使用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下、総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして委託者に対して何らかの訴え、異議、請求等（以下、総称して「紛争」とする。）がなされ、委託者から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は委託者に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、委託者は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- (11) 前項において、成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、委託者・受託者協議の上、受託者は次のいずれかの措置を講ずるものとする。
- ア 成果品を侵害のないものに改変すること。
- イ 委託者が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
- (12) 前項の規定は、本契約の終了後も適用する。

7 その他

- (1) 本業務に関する留意事項
- ア 本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は随時委託者と協議しながら業務を進めるものとする。
- イ 本仕様書において明示のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議し、決定するものとする。
- ウ 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は委託者と緊密な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。
- (2) 情報セキュリティ
- 受託者は情報セキュリティに関し、別紙の事項を遵守すること。
- (3) 特記事項
- ア 受託者は、業務の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴

力団等排除措置要項」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 受託者が、アの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

別紙

(目的)

第1条 受託者は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、委託者から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は次の各号とする。

- 一 委託者が管理対象として指定した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- 二 委託者が管理対象として指定した物件
- 三 前二号に掲げるものを基に、受託者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、委託者が指定したもの

(再委託の禁止)

第2条 受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず再委託するときは、その再委託先、契約内容等を記した書面を添え、委託者の許可を得るものとする。

2 前項ただし書により受託者が再委託する場合、受託者は受託者と再委託受託者との間で締結する契約において、再委託受託者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

3 委託者は、前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと認められる場合、第1項の許可を与えないことができる。

4 第1項ただし書により受託者が再委託する場合の再委託受託者その他本契約の履行に係る作業に従事する受託者以外の事業者（以下「再委託受託者等」という。）における情報セキュリティの確保について、受託者は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第3条 受託者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

2 受託者は、受託者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し委託者に

通知するものとする。

- 3 受託者は、保護すべき情報に接する者（受託者及び再委託受託者等における、派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）の名簿を作成し、同名簿を委託者に提出すること。

取扱者は、業務上必要な者に限るとともに、情報セキュリティ確保のために必要な知識を有する者とし、情報の適切な取扱いを誓約するものとする。

（守秘義務）

第4条 受託者は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 3 受託者又は再委託受託者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、受託者はあらかじめ、書面により委託者に申請し許可を得なければならない。

（管理）

第5条 受託者は、本契約に基づき、委託者が受託者に提供する情報及び資料（以下「業務資料等」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

- 2 受託者は、業務資料等について、本契約の履行その他委託者の指定した目的以外に使用してはならない。
- 3 受託者は、業務資料等について、委託者の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。
- 4 受託者は、業務資料等について、委託者から返還を求められたときは、これを直ちに委託者に返還するものとする。
- 5 受託者は、業務資料等について、本契約が終了したとき、又は委託者から廃棄を求められたときは、これを直ちに委託者が認める方法により廃棄するものとする。
- 6 受託者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、受託者から委託者に所有権が移転したものは全て委託者の認める方法により廃棄しなければならない。

（脆弱性対策等の実施）

第6条 受託者は、本件業務を実施するに当たり、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

2 受託者は、不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等に対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティの対策の履行状況の確認)

第7条 受託者は、本条項が定める情報セキュリティ対策の履行状況を確認するとともに、委託者が求めた場合は、委託者の求める方法により、確認結果を報告するものとする。

(情報セキュリティ侵害事案等事故)

第8条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号のことをいう。

- 一 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- 二 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- 三 保護すべき情報を取り扱い、又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合
- 四 前3号に掲げるもののほか、委託者又は受託者の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(情報セキュリティ侵害事案等事故に関する受託者の責任)

第9条 受託者は、受託者の従業員又は再委託受託者等の故意又は過失により前条に規定する事故があつたときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置)

第10条 受託者は、本契約の履行に際し、第8条に規定する事故があつたときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、第8条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ受託者に対し調査を実施することとし、受託者は委託者が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。

- 3 第8条に規定する事故が再委託受託者等において発生した場合、受託者は委託者が当該再委託受託者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
- 4 受託者は、第8条に規定する事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、委託者の求めに応じて委託者に提出するものとする。
- 5 第8条に規定する事故が受託者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については受託者の負担とする。
- 6 前項の規定は、委託者の損害賠償請求権を制限するものではない。

(意図しない変更が加えられないための体制の整備)

第11条 受託者は、委託者より委託された業務の実施において、委託者の意図しない変更が加えられないことのないよう情報管理を徹底するとともに、委託者の意図しない変更が加えられた際には、原因を調査し、排除するものとする。

(契約の解除)

第12条 委託者は、第8条に規定する事故が、受託者の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。